

一時預かり事業を利用される保護者の方へ

社会福祉法人 仙慈会 高森サーラ保育園
住所 仙台市泉区高森四丁目2-6 15
電話 022-377-0051

一時預かり事業とは、保護者の就労や職業訓練等により、家庭での保育が困難となる児童、又は保護者の病気や看護等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童等を保育園で保育する制度です。

1. 利用できる児童

児童福祉法による保育園への入所の対象とはならない健康な生後4ヶ月以上の就学前の児童

2. 利用できる期間

- (1) 非定型的保育サービス事業・・・保護者の就労、職業訓練等により月64時間未満を継続的に家庭保育が困難となるお子さんを保育します。
- (2) 緊急保育サービス事業・・・保護者の傷病、災害、事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となるお子さんを2週間限度として保育します。
- (3) 私的理由による保育サービス事業・・・保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の理由により、一時的に保育が必要となるお子さんを週3日限度として保育します。
- (4) 継続的利用保育サービス事業・・・保護者の就労、職業訓練等により、月64時間以上家庭保育が困難となるお子さんを保育します。

3. 保育時間等

- (1) 保育時間 ◇月～土・・・午前7時30分から午後6時までの利用承認をした時

※ 時間厳守

- | | | |
|---|--------------|------------------|
| (2) 休園日 ◆日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)及び実施保育園の長が別に定める日 | | |
| H30年 | ・4/2(月)入園式 | ・9/29(土)運動会 |
| | ・6/15(金)保育参観 | ・12/7(金)お遊戯会 |
| | ・7/13(金)夏祭り | |
| | | H31年 ・3/16(土)卒園式 |

4. 利用申請について 【受付時間 月～金曜日 8時30分～17時】

一時預かり事業の利用申請は各実施保育園で受付します。電話予約のうえ、来園申請手続きをして頂きます。利用予約は希望日の一か月前から受け付けます。

(1) 申請書類及び添付書類

- ① 一時預かり事業利用申請書 (申請者名は利用料金納入者と同一名で記入して下さい)
- ② 健康状態等申請書
- ③ 勤務証明書 (非定型的保育サービス事業、及び継続的利用保育サービス事業の利用を希望する方、就労を理由とされる方)
- ④ 事業状況申告書 (非定型的保育サービス事業、及び継続的利用保育サービス事業の利用を希望する方、就労を理由とされる方)
- ⑤ その他実施保育園長が利用要件の確認に必要なもの

(2) 申請時に持参するもの

- ① 健康保険証
- ② 母子手帳
- ③ その他実施保育園長が利用要件の確認に必要なもの

5. 公私立保育所（園）における保護者負担額

児童の年齢	一日利用	半日利用	【備考】 半日利用とは、午前7時30分から午後12時45分まで、又は午後12時45分から午後6時までのいずれかの時間内における利用をいいます。
3歳未満児	2,400円	1,200円	
3歳以上児	1,200円	600円	

- (1) 児童の年齢は利用月の初利用日現在の満年齢によります。
- (2) 生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯は上記保護者負担額は無料となります。
(生活保護世帯等の場合は生活保護費支給証を提示願います。また、市町村民税非課税世帯の場合は市町村民税非課税証明書を提示願います。)
- (3) 上記保護者負担額の他に給食費分として、日額300円及び、1日利用、午後利用の場合は、おやつ代として日額100円を実費負担して頂きます（ミルクのみ利用も同様）。
- (4) 保護者負担額等は保育を受けた日数により月末に計算され、保育を受けた月の翌月に納入通知書を自宅へ郵送します。なお、郵送されましたら速やかに納入して下さい。

6. 一時預かりの利用に関して

(1) 登降園

- ◇ お子さんの送迎は必ず保護者が行って下さい。（送迎時には必ず職員に声をかけて下さい）
- ◇ 送迎表に登降園時間を記入して下さい。
- ◇ 病気や都合でお休みする時や登園時間が遅くなる場合は、事前に早めに、又は当日9時までに保育園へ連絡して下さい。連絡なしでお休みした場合は給食代を頂きます。
- ◇ 普段とお子さんの状態が異なった場合には朝送ってきたときに職員にお話下さい。
- ◇ 発熱したり、具合が悪くなった時はご連絡致します。38度を超える熱や状態によってはお迎えをお願いすることがあります。
- ◇ 薬服用の場合は依頼票にて受け入れます。1回分の量をお持ち下さい。（売薬は受け付けません。）
- ◇ キャンセルが続く場合は取り消しとなります。

(2) 給食

離乳食、給食及びおやつは、原則として保育園で用意します。アレルギーの方は診断書を提出して頂きます。診断書を提出できない場合や除去食品の多い場合は、お弁当（副食入り）を持ってきて頂く場合もあります。

(3) 持参するもの ※ 持ち物には必ず全てに名前を書いて下さい。（紙オムツにも）

3歳未満児・・・着替え、昼寝用タオル（バスタオル2枚）、コップ、おしぼり3枚、エプロン、
手提げ式ビニール袋数枚（汚れ物入れ用）、オムツ、ミルク、哺乳ビン

※オムツ交換用タオル(フェイスタオル)、おしり拭きの2点をビニール袋に入れて下さい。

3歳以上児・・・着替え、昼寝用タオル（バスタオル2枚）、コップ、おしぼり3枚、
手提げ式ビニール袋数枚（汚れ物入れ用）

(4) その他

保育園において発病あるいは事故があったときは、医師の診察や治療などの応急処置をとるために保護者の方へ連絡しますので、緊急の連絡先は必ずお知らせ下さい。（保育園において事故が起きた場合は、保育園が加入している普通傷害保険が適用になります。）